

国官会第946-3号
平成19年10月5日

内部部局長
施設等機関の長
国土地理院長
地方支分部局長
外局の長
沖縄総合事務局長

あて

国土交通省大臣官房会計課長

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」
の一部改正について

標記通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」
(平成16年6月10日付け国官会第368号)の一部を次のように改める。

第2本文中「現場説明(入札説明)及び入札執行の際に」を「入札説明書等に」に、「説明し」を「記載し」に改め、③中「最低入札者」を「最低価格入札者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者をいう。以下同じ。)」に改める。

第4ロ中「測量等契約を除く」を「ロの契約を除く。」に改め、ロをハとし、ロとして次のように加える。

ロ 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント業務等」という。)の契約の場合

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。

- ② 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制
- ③ 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- ④ 手持機械等の状況
- ⑤ 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者
- ⑥ 経営内容
- ⑦ ①から⑥までの事情聴取した結果についての調査検討
- ⑧ ⑤の建設コンサルタント業務等の成績状況
- ⑨ 経営状況
- ⑩ 信用状況
- ⑪ その他必要な事項

第7中「なされない」を「されない」に、「調査の結果及び」を「、調査の結果及び」に改める。

第8中「多数決」を「、多数決」に改める。

第9①中「なされない」を「されない」に、「最低価格入札者」を「、最低価格入札者」に改め、「者（」の次に「会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、国にとって最も有利なものの次に有利なものをもって申込みをした者。」を加え、③一口及び二中「最低の価格をもって申込みをした者」を「最低価格入札者」に改める。

附則

本通達は平成19年10月1日から施行する。